

NPOに委託して事業を行う場合の留意点

平成16年8月

我孫子市管財課・市民活動支援課

NPOに事業を委託して行う場合

NPOに事業を委託する場合の基本的な考え方を次のように整理します。

市が施策を実施する場合、その施策の目的を最も効率的・効果的に実現するための手法として委託が良いと判断した場合は、NPOも含む民間事業者に委託します。

「入札、契約制度」の中で、NPOに積極的に門戸は開きますが、事業者の選定・契約にあたっては、NPOだからといって【特別扱いはしない】ということをお頭に置いてください。

むしろ、NPOがNPOの優位性を活かして他の民間事業者と競い合うことで、さらに自立したNPOとして成長していったらいいと考えています。

このため、事業の委託先を検討する時に、NPOに委託ありきで考えるのではなく、どこに委託することが最も適切かを考えてください。

(1) NPOに委託するメリット

- ・行政にはない専門性がある。
- ・先駆性・迅速性がある。
- ・NPOが持つネットワークの活用が図れる。
- ・地域の市民ニーズを理解している。
- ・NPOの特性を生かし、より効率的、効果的な事業の執行や成果が期待できる。

(2) NPOに事業を委託しようとする場合の留意点

- ・NPOの特性を十分理解した上で、NPOに委託すべきかを判断して下さい。
- ・コストダウンや効率性という面も大切ですが、不当に安い価格で契約することはNPOとの信頼関係を損なったり、サービスの低下につながりかねません。適切な契約内容や金額の設定に留意する必要があります。
- ・NPOとの契約に際しては、約款の契約条件や仕様書の業務内容を双方で確認し、双方の責任の範囲や事故や問題が生じた際の解決方法を明確にしておく必要があります。

(3) 契約方法

- ・市が事業を委託する場合の契約方法として、「競争入札」と「随意契約」があります。
- ・競争入札は、平成16年度から「公募型競争入札」によることを原則としました。また、NPOに限らず入札に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加資格者として登録しておく必要があります。
- ・随意契約は契約の例外であり、法令の規定に該当する場合のみ、特定の事業者(NPOも含む)と契約できます。従って、業務の特殊性や専門性から特定のNPOと契約する場合は、第三者への説明責任を果たせるよう、その理由を明確にしておく必要があります。
- ・この場合、随意契約の対象となるNPOや他の民間事業者が複数ある場合は、公募した上で、プロポーザルや見積り合せが必要となるため、十分な調査が必要です。
- ・なお、NPOと随意契約をする場合は、「我孫子市随意契約実施要綱」に基づく手続きが必要です。また、プロポーザル方式による場合は、個別に実施要綱を作成する必要があります。

(4) 委託先の要件

- 事業を委託するNPOは、一般的に概ね次のような要件を備えていることが必要となります。
- ・委託する事業に沿った活動を通常実施している。
 - ・委託する事業に対し専門的知識等を有している。
 - ・団体の定款や会則等が整備されている。
 - ・団体の活動が設立から1年以上ある。但し、1年未満であっても、市と連携した事業の実績がある場合はこの限りではない。
 - ・団体を構成する会員が10人以上いる。
 - ・団体の事業計画・報告、予算・決算を示すことができる。
 - ・宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でない。
 - ・特定の公職者(候補者を含む。)又は、政党の推薦、支持・反対することを目的とした団体でない。
 - ・暴力団でないこと、若しくは暴力団、暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(5) 仕様書

- ・仕様書とは契約書の一部で、委託事業の内容を具体的に示したものです。また、NPOが見積もり金額を算定するための資料となります。このため、仕様書に基づき契約を締結することから、むやみに変更できない性質のものであることを仕様書を提示する際に十分に説明し、理解してもらうことが必要です。
- ・行政は計画的に事業を執行することが当然と考えますが、NPOの中には事業を実施しながら臨機応変に事業内容を変えることを当然として仕様書を軽視する場合があります。このため、仕様書の内容や取り扱いについて説明を十分行うことが、相互の信頼関係を図る上で大変重要になります。

(6) 契約の締結にあたって

- ・委託は本来市が行う事業を委託するもので、その決定は市が担うことをまずNPOに理解してもらうことが必要です。
- ・契約にあたっては、契約行為の意味について充分理解してもらうことが重要で、トラブルを防ぐことにもつながります。
- ・事業の委託により発生する、知的所有権、資料・成果物などの著作権の取り扱いに関しては、あらかじめ十分協議した上で契約書に明記することが重要です。
- ・個人情報の取り扱いに関しては、厳密に処理するよう十分な説明を行い、個人のプライバシーの保護や守秘義務について明記することが必要です。
- ・イベントなどの事業を委託する場合、天候や不測の事態により、事業の中止や一部の事業が実施できなくなる場合がありますので、この場合の精算処理について契約の段階で明確にしてください。

(7) 業務終了後

- ・契約行為ですので、他の民間事業者と同様にしっかりとした検査・完了手続きを行ってください。
- ・天候や不測の事態により、事業の中止や一部の事業が実施できなくなった場合には、契約書に従い確実に精算処理を行ってください。